

○農林水産省令第四十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月五日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表</p> <p>一 （略）</p> <p>二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>三〇八十八 （略）</p>	<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表</p> <p>一 （略）</p> <p>二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアールニイーニ種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>三〇八十八 （略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。